日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務仕様書

1　業務名

日置市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定支援業務

2　業務の目的

本市における様々な生活課題等を新たな地域課題として捉え、施策の見直しや新たな取組を盛り込み、総合的な地域福祉施策の方向性を明確にしながら、令和10年度以降の本市が目指す地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を支援する。

3　委託期間

契約締結日翌日から令和10年3月31日まで

4　一体的に策定する計画・事項

(1)　成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第十四条に基づく計画）

(2)　再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第八条に基づく計画）

(3)　重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第百六条の五に基づく計画）

(4)　地域福祉活動計画

5　業務委託内容

(1)　現状把握作業

計画策定の基礎資料として、社会動向や既存資料などを分析し、本市が実施する福祉施策等の現状と課題の整理を行う。

(2)　アンケート調査等の実施及び集計・分析、報告書作成業務

市民の現状や意向等を把握し、本市における地域福祉の現状や課題、ニーズ等を抽出することを目的とするアンケート調査を実施し、計画策定に必要な分析を行い、報告書を作成する。

ア　調査の企画及び設計

本調査の目的を的確に把握できるよう、担当課等と綿密な協議を行い、調査の企画・設計を行うこと。

イ　調査票の作成・印刷・発送・回収

返信用封筒を作成すること。また、発送・返信にかかる郵送費を負担すること。回収については、Ｗｅｂ回答にも対応すること。

ウ　調査結果の入力及び集計

調査対象者数は 2,000 件程度とし、調査結果は単純集計及び属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計とすること。

エ　調査結果の分析

オ　調査結果報告書作成

集計・分析結果に基づきグラフ・コメントの入ったもの。

(3)　策定委員会、庁内会議の運営支援

地域福祉に関わる学識経験者や団体など16人程度で構成する日置市地域福祉計画策定委員会、庁内会議の開催にあたりオブザーバーとして出席し、資料の提供や説明など会議運営に必要な支援を行う。また、出席した会の議事録を作成すること。

ア　策定委員会　３回予定

イ　庁内会議　　随時開催

(4)　地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

ア　次期計画の課題等の整理

アンケート調査の結果を踏まえた上で、関係資料の収集、整理等を行い、次期計画において検討すべき課題等を整理すること。

イ　地域福祉推進の基本方向の検討

第３次日置市総合計画を上位計画とし、次期計画の基本方向に相当する部分として、本市において地域福祉を推進していく上での理念や目標等を検討すること。

ウ　地域福祉の推進方策の検討

次期計画の基本計画に相当する部分として、本市の地域福祉を推進するために、公民の様々な主体が役割分担・協働して取り組む事項を定めること。また、これらを推進する上で先導的・重点的に実施する事業等についても検討すること。

エ　計画書素案の策定

次期計画の推進効果を上げるため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定すること。

オ　計画書の策定

計画書素案に対するパブリックコメント実施用の素案を作成するとともに、パブリックコメントを実施するに当たり、意見集約等の業務を行い、最終的な計画書を策定すること。

(5)　工程管理

本業務遂行にあたり、随時、打合せができる体制を整えること。また、受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出すること。

ア　業務着手時

(ｱ)　着手届

(ｲ)　業務実施工程

(ｳ)　その他本市が指定する書類

イ　業務の完了時

(ｱ)　業務完了届

(ｲ)　その他本市が指定する書類

6　成果品の提出

成果品	数量等	仕様
(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画書	250 部及び電子媒体	Ａ４版、表紙４色、本文１色、無線綴じ、110 項程度
(2)計画概要版	1,000 部及び電子媒体	Ａ４版（仕上がり寸法）、カラー両面印刷、二つ折り
(3)調査結果報告書	２部及び電子媒体	Ａ４版、表紙１色、本文１色、簡易製本、100 項程度

7　その他

(1)　本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに担当者と協議の上、その指示に従うこと。

(2)　担当課との打合せ・協議については、求めに応じ可能な限り対応すること。

(3)　受託者は本業務についての秘密を遵守し、発注者の許可無しに他に漏洩したり、転用したりしてはならない。

(4)　受託者は期限を遵守し、検査員の検査を受けなければならない。

(5)　成果品の受け渡し後において、受託者の責に帰すべき誤り及び不備な点が発見された場合、受託者は自己の負担において速やかに修正し、納品しなければならない。

(6)　成果品に関する著作権は、すべて日置市及び日置市社会福祉協議会に帰属する。